

◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び(看護)小規模多機能型居宅介護の利用促進について

千葉市では、可能な限り住み慣れた地域で高齢者が自立した生活を送れるよう、その人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。

地域包括ケアシステムの重要な要素である在宅生活を支えるサービスは今後ともニーズに応えられるよう継続して整備を進めていく必要がありますが、地域密着型サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び(看護)小規模多機能型居宅介護は、24時間365日の支援が可能であることから、地域包括ケアシステムの中核を担うサービスとして、本市も計画的な整備を行っています。

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護について

ケアプランに基づいて、決まった時間に訪問する「定期巡回」、利用者やご家族からのコールを受ける「随時対応」、必要に応じて訪問する「随時訪問」、医師の指示に基づいて看護師が訪問する「訪問看護」の4種類のサービスを24時間体制で行います。

また、このサービスでは計画作成責任者がサービス提供日時や内容を具体的に定め、ケアマネージャーに報告し、ケアマネージャーは他のサービスを含め総合的に居宅サービス計画を立てます。ケアマネージャーを変更する必要はありません。

なお、利用料は利用者の要介護度に応じた1か月単位の定額制です。訪問看護の利用の有無、通所系サービス、短期入所の利用により利用料が異なります。定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、要介護認定を受けている方が利用することができ、要支援の方は利用できません。

(出典 R5.6.28 社会保障審議会資料)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要

定義

○「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、

- ・定期巡回訪問、または、随時通報を受け利用者（要介護者）の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うとともに、看護師等による療養上の世話や診療の補助を行うもの（訪問看護を一体的に行う場合）
または
- ・定期巡回訪問、または、随時通報を受け訪問看護事業所と連携しつづ、利用者（要介護者）の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うもの（他の訪問看護事業所と連携し訪問看護を行う場合）のうち、いずれかをいう。

経緯

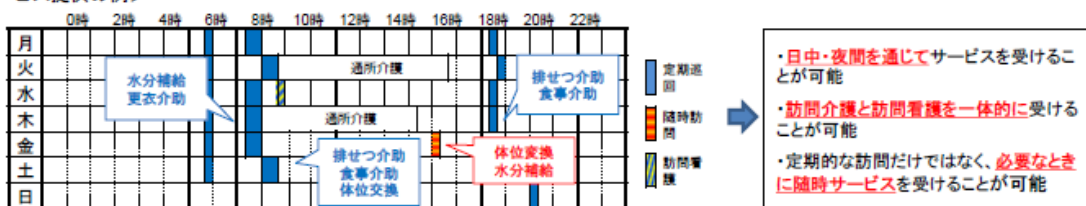
○ 訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、**重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足**していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して**医療と介護との連携が不足**しているとの問題がある。

○ このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う「**定期巡回・随時対応型訪問介護看護**」を創設（平成24年4月）。

<定期巡回・随時対応サービスのイメージ>



<サービス提供の例>



2 (看護)小規模多機能型居宅介護について

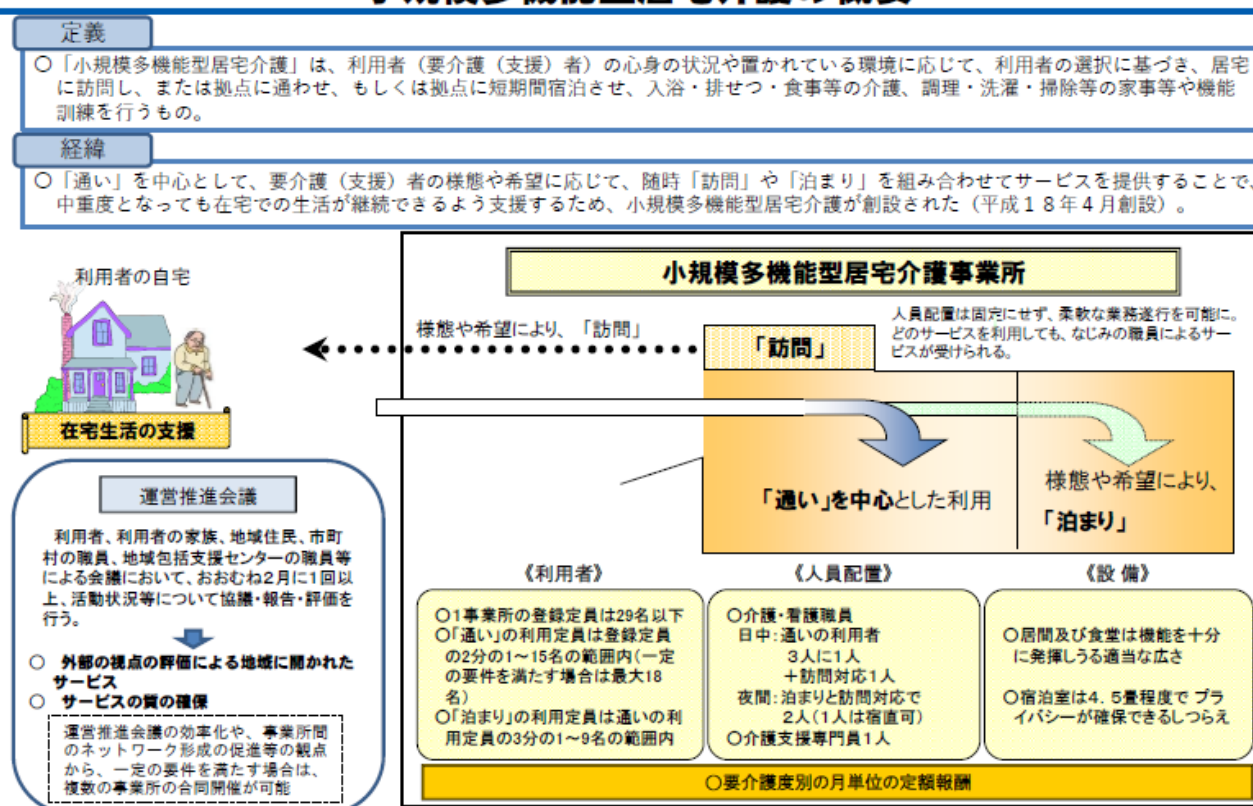
このサービスは、本人の希望に応じて「通い」、「宿泊」、「訪問」、「訪問看護」(看護小規模多機能型居宅介護)といったサービスを組み合わせて、自宅で継続して生活するために必要な支援を行います。

従来はそれぞれ別の事業所で受けていたサービスを、なじみの関係性、なじみの環境のなかでサービスの提供を受けられることが特徴であり、心身の状況にあわせ、柔軟に介護計画の変更が可能です。このサービスの利用を開始した場合には、ケアマネージャーは(看護)小規模多機能型居宅介護のケアマネージャーに変更することになります。

なお、利用料は利用者の要介護度に応じた1か月単位の定額制です。小規模多機能型居宅介護は要支援認定、要介護認定を受けている方が利用できますが、看護小規模多機能型居宅介護は要支援の方は利用できません。

(出典 R5.10.23 社会保障審議会資料)

小規模多機能型居宅介護の概要



19

3 サービスの移行や新規事業参入について

(看護)小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、これらサービスが適当である利用者に対しては、是非、サービスの紹介、移行をおこなってください。

また、(看護)小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、地域包括ケアシステムの中核を担うサービスであることから、各法人におきましては、新規事業参入について積極的にご検討していただきますようお願いいたします。より良いサービスの提供ができる事業者を選定するため、補助金を活用した公募を実施しています。来年度の公募の内容は、まだ公表していませんが、事業参入のご相談などは介護保険事業課事業所支援班でお受けいたします。

なお、令和7年度に実施した公募の補助金の概要は以下のとおりです。

■（看護）小規模多機能型居宅介護

		（看護）小規模多機能型居宅介護事業所	認知症対応型共同生活介護事業所※2
施設整備費	1事業所あたり 上限額	① 3,960万円 ②空き家(空き家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に定めるものをいう。)を活用した施設整備の場合は、1,050万円。 ③（看護）小規模多機能型居宅介護事業所と認知症対応型共同生活介護事業所を合築・併設する場合は、それぞれの補助単価に1.05を乗じた額。	
	対象経費	建築費、改修費 (設計費用、門、柵、塀などの外構工事の費用は補助対象外)	
	補助対象者	事業所を整備・運営する法人 運営法人に有償で貸し付ける目的で施設を整備する土地所有者	
開設準備経費	1事業所あたり 上限額	98万9千円 ×宿泊定員	98万9千円 ×定員
	対象経費	開設に係る備品購入費、人件費等	
	補助対象者	事業所を整備・運営する法人	

※1 経費により一般競争入札に付すなど市が行う契約手続きの取扱いに準拠する必要があります。

※2 認知症対応型共同生活介護事業所は（看護）小規模多機能型居宅介護事業所に併設する場合のみ対象となります。なお、併設する認知症対応型共同生活介護事業所は3ユニットまでとなります。

※3 補助額は今後変更される場合があります。

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護

		補助対象経費
施設整備費	1事業所あたり 上限額	700万円
	対象経費	建築費、改修費 (設計費用、門、柵、塀などの外構工事の費用は補助対象外)
	補助対象者	事業所を整備・運営する法人 運営法人に有償で貸し付ける目的で施設を整備する土地所有者
開設準備経費	1事業所あたり 上限額	1,660万円
	対象経費	開設に係る備品購入費、人件費等
	補助対象者	事業所を整備・運営する法人

※1 経費により一般競争入札に付すなど市が行う契約手続きの取扱いに準拠する必要があります。

※2 補助額は今後変更される場合があります。

【参考】

上記の補助金を活用して、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所または定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を整備すると、同一法人が運営する広域型施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業について、補助金の対象となる場合があります。補助金の概要は、以下のとおりです。

<介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業>

県計画及び市町村計画に定める介護施設等（介護保険施設、GH、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等）を1施設創設することを条件に、下記の広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業について補助を実施します。

対象施設	交付基礎単価	単位	補助基準額	対象経費
定員30人以上の広域型施設				特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
特別養護老人ホーム	133万円	定員数	交付基礎単価×単位の範囲内で市長が認めた額	
介護老人保健施設				
介護医療院				
養護老人ホーム				
軽費老人ホーム				

- ※1 1の介護施設等の新規整備につき、1の広域型施設の大規模修繕・耐震化を上限とします。
- ※2 経費により一般競争入札に付すなど市が行う契約手続きの取扱いに準拠する必要があります。
- ※3 補助額は今後変更される場合があります。

<問い合わせ先>
 介護保険事業課 事業所支援班 電話 043-245-5062